

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	嵐建設株式会社	代表者氏名	嵐 輝昭
主たる営業所の所在地	玉野市東高崎 1 8 - 1 7		
許可番号	岡山県知事 特 - 4 第13379号	許可を受けている建設業の種類	建、大、屋、夕、鋼、内

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 4 月 2 4 日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 3 項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 期間			
令和 5 年 5 月 8 日から同月 1 4 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
嵐建設株式会社の元取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 6 条（投棄禁止）の規定に違反し、令和 5 年 2 月 2 7 日に岡山地方裁判所から懲役 2 年、罰金 5 0 万円、執行猶予 4 年の判決を受け、その刑が確定している。 このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		